

宮城県公報

行 城 宮
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧(二件) (水産業振興課) 一

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一

○宮城県公報第五二七号(令和六年八月十三日付け)中 二

○宮城県公報第五三七号(令和六年九月二十日付け)中 二

告 示

○宮城県告示第六百五十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和六年十月八日から令和六年十月二十二日まで縦覧に供する。

令和六年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	発起人の住所及び氏名 石巻市寄磯浜大松七番地五 渡邊 喜廣 石巻市寄磯浜前浜七十六	加入 区	寄磯前網加 入区	事 項	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合寄磯前網支所	縦 覧 場 所	宮城県石巻市寄磯浜前浜二十八一四
---------	--	------	----------	-----	--	---------	------------------

二

遠藤 仁

○宮城県告示第六百六十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和六年十月八日から令和六年十月二十二日まで縦覧に供する。

令和六年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	発起人の住所及び氏名 石巻市谷川浜川原二番地二 馬場 伸一 石巻市大谷川浜小浜山十四番地四 渥美 浩晃	加入 区	谷川加入区	事 項	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合谷川支所	縦 覧 場 所	宮城県石巻市谷川浜中井道十三一四
---------	---	------	-------	-----	--	---------	------------------

○宮城県告示第六百六十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
仙塩広域都市計画都市再生特別地区(国分町三丁目一番地区)
- 二 縦覧場所
宮城県庁(土木部都市計画課)

正 誤

<p>九 ページ 上 段 行 後ろか ら二</p>	<p>正 誤</p>	<p>○宮城県公報第五三七号(令和六年九月二十日付け)中 白石市福岡長袋字石淵一五の二 (次の図に示す部分に限る。)、字 南部山一の一(次の図に示す部分 に限る。)、一の二〇</p>	<p>白石市福岡長袋字南部山一の一 (次の図に示す部分に限る。)、一 の二〇</p>	<p>○宮城県公報第五三七号(令和六年八月十三日付け)中</p>	<p>正 誤</p>
---	----------------	---	--	----------------------------------	----------------